2006年5月15日

各　　位

会　社　名　**アステラス製薬株式会社**
代　表　者　代表取締役社長　竹中　登一
コード番号　４５０３
（URL　　http://www.astellas.com/jp）
東証・大証（各第一部）
決　算　期　3月
問合わせ先　広報部長　　田中　昭弘
Tel：（０３）３２４４－３２０１

取締役に対する報酬等（株式報酬型ストックオプション）の株主総会議案への付議に関するお知らせ

アステラス製薬株式会社(本社：東京、社長：竹中　登一)は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、「取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の決定の件」を、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 1 期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくことを目的とし、株式報酬型ストックオプションを、当社の取締役に対して付与するものであります。

なお、執行役員に対しても株式報酬型ストックオプションを付与することを予定しており、取締役および執行役員へ付与する新株予約権の価値水準は昨年並みを予定しています。

記

当社は、取締役、監査役および執行役員の報酬について、企業価値向上に連動した報酬体系への見直しを進め、退職慰労金制度を廃止したうえで、取締役および執行役員に対し１株当たりの権利行使価額を１円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションを、当社第１期事業年度より付与しています。

会社法施行前におきましては、このストックオプションの付与は、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するための議案として、株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後においては、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、本総会においては、取締役に対するストックオプションのための報酬等を決定する議案として、株主総会の普通決議によるご承認をお願いすることとなりました。

そのため当社第２期事業年度（平成 18 年４月１日から平成 19 年３月 31 日まで）において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠(割り当てる新株予約権1個あたりの公正価額に､割り当てる新株予約権の総数(300

個以内とする）を乗じた額）を、年額１億４千５百万円を上限として設ける旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、平成 17 年６月 24 日開催の当社第 92 回定時株主総会でご承認いただいた取締役の報酬枠（年額５億５千万円以内）とは別枠として、取締役の報酬等についてご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）であり、第３号議案（取締役３名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結時の取締役は９名（うち社外取締役５名）となりますが、このうち社外取締役に対しては本議案にもとづくストックオプションを付与することは予定しておりません。

新株予約権の内容

１．新株予約権の目的である株式の数

新株予約権１個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

２．新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その１株あたりの価額は１円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

３．新株予約権の権利行使期間

平成 18 年６月 28 日から平成 38 年６月 27 日までの範囲内で、当社取締役会で決定する。

４．新株予約権の権利行使の条件

（１）新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。

（２）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（３）その他の権利行使の条件は、当社取締役会で決定する。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

６．その他の新株予約権の内容

上記１ないし５の詳細および１ないし５に記載のない事項については、当社取締役会で決定する。

以　上